文

# 歴史的史料・文献の扱いをめぐっ

## -成沢栄寿氏への反批判-

#### 共通の理解

いと、いまでも思っている。
おでに筆者は、歴史的史料・文献の扱いについて意見をいただいた。表現に多少の問題があっの方からもご意見をいただいた。表現に多少の問題があっの方からもご意見をいただいた。表現に多少の問題があっの方からもご意見をいただいた。表現に多少の問題があったかもしれないが、基本的な考え方としては間違っていないたからしれないが、基本的な考え方としては間違っている。

ただいた(「部落問題を主として見た表現の 自 由 と 『差拙稿にたいしては、その後に成沢栄寿氏からも批判をい

年、一二二~一三〇ページ)。別用語』問題」『麦現の自由と「差別用語」』一九八五

辺

致した、共通の理解だと思うからである。

・・大次第である。拙稿にたいする皮沢氏の批判の語気はたした次第である。拙稿にたいする皮沢氏の批判の語気はたした次第である。拙稿にたいする成沢氏の批判の語気はたした次第である。出稿にたいする成沢氏の批判の語気はたした次第である。出稿にたいする成沢氏の批判の語気はたした次第である。出稿にたいする成沢氏の批判の語気はたした次第である。

考えている。 成沢氏とは、次の諸点について、共通の理解ができたと

判もされていない。(一二三ページ) 思います」と述べたことにふれ、成沢氏はこれを否定も批 年間に、日本の人権、福祉、平和のたたかいのうえにはた 欠落していたものが補なわれ、部落解放運動が、この六十 落の完全解放という立場に立って、これまでの歴史研究で なければならないと考えています。そして日本史の研究の もっと差別の歴史と解放へのたたかいの歴史を明らかにし 落の歴史は抹殺されたり、隠蔽されてはならない、 として、拙稿で、 してきた大きな役割が正しく評価されなければならないと うえにも、部落史、解放運動史が正しく位置づけられ、部 ①まず、歴史的史料・文献の問題についての基本的姿勢 「まず私たちは、 基本として、 被差別部 もっと

部落問題に関する多くの図書が閲覧禁止になっている場合でれたりする例です。私たちの聞くところでは、多くの場されたりする例です。私たちの聞くところでは、多くの場されたりする例です。私たちの聞くところでは、多くの場されたりする例です。私たちの聞くところでは、多くの場を別部落に関する資料が掲載されなかったり、叙述が省略を別部落に関する資料が掲載されなかったり、叙述が省略を別部落に関する資料が掲載されなかったり、叙述が省略を別部落に関する多くの図書が閲覧禁止になっている場合、編集・執筆にあたって研究者の側では真剣に部落史を合い、表述の関いところが、実際にはこれと逆行する動き、たとえば

としている。(同前) があることです」と述べたのに対しても、「同感である」

成される。(同前)いた点についても、「これも肯首すべき意見である」と賛た措置には反対」であり、「閲覧制限は最小限度に」と書のしたがって、拙稿で「無原則な図書の閲覧禁止といっ

⑤そして、「史料や古地図・歴史記述の発表・刊行・公 のそして、「史料や古地図・歴史記述の発表・刊行・公 を尊重することだと考えています」という点に関しても、を尊重することだと考えています」という点に関しても、を尊重することだと考えています」という点に関係者などは必ず関にあたっては、研究者や執筆者・出版関係者などは必ずのそして、「史料や古地図・歴史記述の発表・刊行・公

も、成沢氏は「筆者は差別や偏見が残存している事実に基もちろん当該の部落の意向を尊重しなければならないと思います。(中略)それが一般の書店を通じて売られ、かなり広範囲の読者に読まれる場合にはそれに応じた配慮が必要でしょうし、『部落解放研究』のような、部落問題の研究誌に掲載される場合には、比較的原文をそこなわない形でのせることも可能だと思います。しかしそれでも、そのではることも可能だと思います。しかしそれでも、そのではることも可能だと思います。しかしそれでも、そのではることも可能だと思います。しかしそれでも、そのでしょうしょう。

. てページンづき、これに異論はない」とまで認められている。 (一二)

⑦拙稿では、こうした問題を扱う運動体の大きな責任に
 ⑦拙稿では、こうした問題を扱う運動体の大きな責任とに

念られたことは大きな成果だと考えるのである。筆者は、基本的な点についてこれだけの共通した認識がどの場合には、まず学術的批判を先行させ」るべきだと述どの場合には、まず学術的批判を先行させ」るべきだと述どの場合には、まず学術的批判を先行させ」るべきだと述る。

### 二、成沢論文批判(一)

の一致をみたことを認めようとされない。あるいは、一致ところが成沢氏は、どうしても基本的な点で筆者と意見ところが、である。

運動への信頼に傷をつけたいのである。れたのだろうか。どうにかして、拙稿を批判し、部落解放したととられることを、まるで面目ないことのように思わ

次の一文に、成沢氏の立場が端的に示されている。

ページ) ページン でっともらしい意見が開陳されても、一向に事実が伴 「もっともらしい意見が開陳されても、一向に事実が伴をかないことがいままで多過ぎたから、若干の変化に幻惑さわないことがいままで多過ぎたから、若干の変化に幻惑さわないことがいままで多過ぎたから、若干の変化に幻惑されるべきではない。耳を傾けるに足りる部分を含む見解を出す一方で、妄動をくりかえばいいままが得にある。

い。いことを言えばいうほど、たちが悪い」という こと らしいことを言えばいうほど、たちが悪い」という こと らし争の相手はとことん全面否定しないでおかないから、「いなんとうす汚れた文章だろうか。成沢氏にとっては、論

ものである。い。相手僧しの、きわめてセクト的な態度の見本のような相違点を明らかにし、さらに論争を高めていく姿勢ではな相違点を明らかにし、さらに論争を高めていく姿勢ではなるれは、論争のなかで、一歩一歩共通の理解を確認し、

論拠が支離滅裂なことになってしまう。がれだ、と言い張っているうちに、批判する成沢氏自身の相手の主張をなんとしても認めず、ごまかしだ、いいの

①たとえば拙稿で、「当然のことですが、被差別部落に
 ①たとえば拙稿で、「当然のことですが、被差別部落に

てに誤解を与えるだけである。 されでは、まるで部落解放運動は成沢氏のいう「歴史の進歩、社会の発展」にはいらないかのような暴論である。 は歩、社会の発展」にはいらないかのような暴論である。 ないこれでは、まるで部落解放運動は成沢氏のいう「歴史のとれでは、まるで部落解放運動は成沢氏のいう「歴史の

たということです」と述べたのにたいして、成沢氏は「こまされてからも一年以上なんの連絡もなく、放置されていて、「最も大きな問題は、ある特定の部落に つ いて 研究し、論述しようとする時に、まえもって筆者から部落解放し、論述しようとする時に、まえもって筆者から部落解放し、論述しようとする時に、まえもって筆者から部落解放し、過また拙稿で、大阪のある部落を対象とした研究論文が過まれ

ない見解である」と批判される。(一二六ページ)れは、究極的には、学問・研究の自由、表現の自由を認め

ているわけです」と述べているのである。 は別なところで『研究』が進められたり、その意向に反しは別なところで『研究』が進められたり、やの意向に反しは別なところで『研究』が進められたり、地域住民の『思い』とは別なところで『研究』が進められたり、その意向に反した方法で発表されたりすることだけはやめてほしいと思った方法で発表されたりすることだけはやめてほしいと思った方法で発表されたりすることだけはやめてほしいと思った方法で発表されたりすることがは、地域に対しているのである。

③成沢氏は、地域の「意向を無批判に尊重するのではなのこれを無視された。

成沢氏のような暴論が成り立つのは、部落解放運動のめ

実現のためにあるのではなかったのか。という前提に立つときだけである。だが、そんなことが、あろうはずがない。部落解放運動は差別のない、それ故にあるのであり、学問・研究の自由な社会の実現をめざしているのであり、学問・研究の目的とはもともと対立するものだざすものと学問・研究の目的とはもともと対立するものだざすものと学問・研究の目的とはもともと対立するものだ

再度ふれる。

東窓がる自由なのではないか。この点については、のちにを認める自由なのではないか。この点については、のちにを認める自由なのではないが、この点については、差別ではなく、成沢氏のような間違った前提に立って主

批判を先行させ」るべきだとかいたことに触れたが、それ 解放運動への中傷なのである。さきに拙稿で「問題がおこ 配慮が必要になってきます」という文章も、成沢氏にかか につづく「できるだけ多くの研究者を、敵にまわすのでは くは『解同』に追従・同調させようとの見解 を 示 し てい ると「部落問題優先の考えから、研究者を運動体、 らため、部落問題の正しい理解者としていくような慎重な なくて味方につけ、 った時も、研究書や学術論文などの場合には、まず学術的 いうことになる。 ④成沢氏にとって大事なのは、事の是非ではなく、 学術的批判は単なる手段になりかねないのである」と (一二七ページ) 解放運動に学ぶなかで研究の姿勢をあ おそら 部落

○また、先にもふれた「史料や古地図・歴史記述の発表
 ○また、先にもふれた「史料や古地図・歴史記述の発表
 ○また、先にもふれた「史料や古地図・歴史記述の発表

に」「部落問題優先の考えだ」という。 ⑥成沢氏は、ことあるごとに拙稿は「部落問題の別格化

いので、とくに強調するのである。問題の場合、それが差別という人権侵害に結びつきかねなれるべきだと思うし、また行われていると思う。ただ部落のも、おそらくはどんな地域史研究の場合でも、当然行わ要求したつもりはない。地元の住民の意向を大切にという要求したつもりはない。地元の住民の意向を大切にという

ないのだろうか。 史研究においては筆者が思うほど当たり前に行なわれている」とまで言われるところをみると、そうしたことが、歴る」かし、成沢氏がこの当然のことを「憲法の理念に反す

いるのである。 
のこの成沢論文の客観的にはたす役割は、 明ら かである。部落問題はやっかいな問題だと考え、また部落解放運動について十分な理解のない研究者に、部落解放同盟は恐動について十分な理解のない研究者に、部落解放同盟は恐動について治のである。

ていることは、次の文章からもうかがえる。客観的に、ではない。成沢氏が、明らかにそれを意図し

「多くの場合、『解同』には民主的な話し合いは期待でるのである。」(一二六ページ) であり、むしろ連絡をとって研究する必然性はなくなってくるのであり、むしろ連絡をとって研究する必然性はなくなってくるおのこと、連絡をとって研究する必然性はなくなってくるい。さらに述べれば、『解同』は『地域 住 民 の 「思きない。さらに述べれば、『解同』には民主的な話し合いは期待で

#### 二、成沢論文批判(二)

収録されている。は、、もう一つの成沢論文「『差別用語』問題を考える」がは、もう一つの成沢論文「『差別用語』問題を考える」が、とこまで検討してきた『表現の自由と「差別用語」』に

同論文は 〃 「差別用語」問題の実態 〟 なる小見出しをか

服できる主張と承服しかねる点とが混在している。かげて八点にわたって問題点をのべているが、そこにも承

か、根拠のない中傷である。事実、成沢氏は出典を明示さか、根拠のない中傷である。事実、成沢氏は出典を明示さり書きだけで済ましている例があるというのは、その通りたと思う。なにかの免罪符のようにことわり書きを使うのだと思う。なにかの免罪符のようにことわり書きを使うのだと思う。なにかの免罪符のようにことわり書きを使うのがあるというのは、その通りの書きだけで済ましている例があるというのは、その通りの書きだけで済まして使う場合にあまりにも安易なことわる。事実、成沢氏は出典を明示さい、根拠のない中傷である。事実、成沢氏は出典を明示さい、根拠のない中傷である。事実、成沢氏は出典を明示さい、根拠のない中傷である。事実、成沢氏は出典を明示さい、根拠のないの免責を使うにある。事実、成沢氏は出典を明示さい、根拠のないのようにより、の言葉を歴史的ない。

民の歴史が記述されていない点にある。成沢氏のように高 がすように要求してきた結果、ようやく現状までたどりつ た。そうした現状を批判し、正しい部落問題の理解をうな 記述にいかに欠いていたかを、まず思いおこすべきであっ 類や教科書が部落問題に関する正しい配慮と正しい歴史的 るが、これは承服しがたい。成沢氏はまず、かつての辞典 ている例として、成沢氏は®『角川日本地名大辞典27大阪 見の見物をきめこみ、あれがいい、これはよくないと批評 はなく、その他の被差別民衆の動きや、 いないだろう。問題なのは、部落問題の記述が多いことで するのは楽なことである。 いたのである。 逆に、他とくらべて部落問題の記述が別格化・肥大化 ⑦教科書、⑧国語辞典・漢和辞典の例をあげてい もちろん、現状で最善だとは、誰も考えて なによりも勤労国

は研究者だけが読むのではない。興味本位で「部落地名総 ヒントとなるなんらかの記述がほしい」(一五四ページ)どこが被差別部落なのかわからない、せめて「研究者には 鑑」のように差別的に使われないように配慮するのは当然 というにいたっては、何をか言わんや、である。地名辞典 のことであろう。研究者のためになぜ、そのような特別の ちなみに成沢氏が、地名辞典に関連して現状の記述では

> 的な用語として必要な場合には使ってもいいと主張される 多」「非人」「特殊部落」「新平民」などの言葉も、歴史 文章による "字句"の使用に関する件」を根拠に、 便宜をはからなければならないのだろうか。 (一五七ページ)。当然のことであり、誰も反対はしてい ついで成沢氏は、全国水平社第十回大会の議案「言論・

だろう。成沢氏が先にあげた全国水平社第十回大会の議案 けない。成沢氏は、「侮辱の意志」(創立大会の決議)の せばこと足りるとしているのは(一五八ページ)、うなづ として(つまり、現在の被差別部落をさす言葉として、と 有無のみを根拠にしているから、こういう結論に なる の も、その域を出ていない。 いう意味か)使った場合にも、故意でなければ、注意を促 ただ、つづいて成沢氏が、こうした歴史的用語を現代語

分に学ぶべきだろう。つまり、たとえ「侮辱の意志」がな 的影響」を与えた場合には、そのマイナスの影響をうちけ 影響」をも重視するように発展していくことを成沢氏は十 進むにつれて、 かったとしても、結果として差別を助長するような「社会 してあまりあるような積極的な取組みが求められるのは当 だが全国水平社は、その後の第十三回、第十四回大会と 「侮辱の意志」だけでなく、その「社会的

然のことであろう。言葉のうえだけで謝罪して済む問題で

しい。 全体の意味とは、そう簡単に分けられるものではない。 り」に終始しようという考え方にたいする批判としては正 事なのだという(一五九ページ)。この結論は、 体として何を表現しているか、何を訴えかけているかが大 成沢氏は結論的に、個々の言葉が問題なのではなく、 しかし、これだけでは不十分である。個々の表現と 「言葉狩 全

字通り「全体として」評価することが必要であろう。 不問に付すというわけにはいかない。両者は統一して、 まま起っている。それを即、糾弾という形になるかどうか 日の被差別部落をさして「特殊部落」と表現することは、 は別にしても、全体の表現がよいから個々の用語について していながら、誤まった部落史、部落問題の理解をし、今 全体としては反差別の立場に立ち、 人権を擁護しようと

ことや独りよがりの議論が多い。 以上みてきたように、成沢の二つの論文には、矛盾した

からの意見を次のようにまとめられている。 しかし、いろいろ問題はあるにしても、成沢氏は、 みず

だけ表記することができるよう努力する。必要ならば、 踏まえて意見を交換し、論文に必要な地名・人名をできる 「地域および全国的な部落差別の解消・克服への前進を

> てみた表現の自由と『差別用語』問題」一二八ページ) オープンにとりあげる方針でいる」(「部落問題を主とし ることを基本としている。隠蔽・規制でなく、可能な限り 差別や偏見の解消・克服の方向への変化に依拠して執筆す 手を説得し、納得の得られるようにも努力する。そして、

げつらうことではなく、共通の理解のうえに、ともに努力 があると言うのだろうか。大事なことは、小さな相違をあ 素直に読んで、成沢氏の主張と拙稿と、 豊かな実例を作っていくことである。 どれほどの違い

## 四、成沢氏の混乱の理由

由』は正しい権利行使ではない」(一四七ページ)という かかげ、ついで「他人の自由・権利を侵害する『表現の自 れて)人権の尊重はない」(一四五ページ)という命題を ある。同論文で成沢氏は、まず「自由を侵害して(侵害さ は、成沢氏の論文「『差別用語』問題を考える」のなかに しておくことも意味があるだろう。その解明 の 手 が かり ことだが、 同にくし、のセクト主義のなせる所業であることは自明の ず、混乱におちいっているのだろうか。なによりも、〝解 それにしても成沢氏の論旨は、なぜこのように 徹 底せ もう一歩つっこんでその混乱の理由を明らかに

相互の民主的調整」という観点をまったく欠如し、 それにたいして「部落解放同盟とその同調者」は、 命題をかかげる。二つの命題は一見対立しているかのよう 「それが権利相互の民主的調整」(同前)なのだという。 恣意的で、ファッショ的だと非難する。 「民主的に解決」することは可能であり、 一方的

理解すれば「調整」が必要なのである。

しかしこの場合の 相互のエゴをつ

人権の名による利己的なエゴの主張にほかならない。 エゴであり、表現の自由を侵しても主張される人権とは、 をふみにじっても自分の気ままにしたいという「自由」=

なるほど、人権の尊重、表現の自由をそのようなものと

忘れている点である。 々)だということ、基本的人権の尊重と学問・研究・出版 とこそ、もっとも、自由な、行為(研 究・表 現・出 版等 欠陥がある。すなわち、基本的人権を最大限に尊重するこ ・表現その他の自由は矛盾せず、一体のものであることを 一見、民主的、で耳ざわりのいいこの文章には、大きな

整」がいるという。調整するというからにはお互いの権利 定されなければならない。両者は「調整」するまでもない ような人権の主張もまたそれは「人権」の名に値せず、 うな表現は「自由」の名において認められる もの で はな く、否定されなければならない。同様に表現の自由を侵す が衝突・対立することもあることを暗黙の前提としている そもそも、 ところが成沢氏は、それぞれの「権利相互 の 民 主 的調 人権の尊重と対立する、人権をふみにじるよ

わしい。とこそ、真に民主的であり、 ことは断固として擁護し、これに反することは拒否するこ う。科学と民主主義の立場に照らして正しいと判断される は本来、科学と民主主義の立場に立つ、ということであろ 的、すなわち万人の承認する基準を示されていない。それ らぬくため、ということになる。 調整とは権利・自由を守るためではなく、 れない。だが、その「相手の人権の尊重」も、 とする態度」(一四七ページ)がそれだと言われるかもし と民主主義の土俵の上にのぼってこそ本当に発揮できるの しかも成沢氏は、その「民主的調整」なる ものの 客観 成沢氏は、 いや「相手の人権を平等・最大限に認めよう 人権の尊重、自由の名にふさ

新しい試みの一つとして

だということを忘れてはなるまい。

双方が科学

しかし人権の尊重と対立するのは、他人の権利

ていた行政文書のなかから、部落史に関する史料を選び、 部落解放研究所では、今般、東京都公文書館に所蔵され

『史料集 明治初期被差別部落』を刊行した。

部落の地名・人名が多数出て来る。 この史料集にも、東京をはじめ関東一円の被差別

うした地名・人名の扱いについては、次のような考えにそ って編集された。 同史料集の「編集にあたって」にも書かれているが、こ

- 史料集としては、 出来るかぎり原史料に忠実に翻刻す
- 存在しているとの認識に立ち、地名・人名については十 分に配慮する。 同時に、いまなお被差別部落にたいして厳しい差別が
- 差があるので、地名・人名をどう扱うかを編者だけで判 断すべきではない。 差別の現実、部落解放運動はそれぞれの地域によって
- えで、その扱いを決定する。 それぞれ当該の部落解放同盟都県連合会と協議したう

し、一部についてのみ頭文字一字分を伏せ字とする、②姓 名ともに記載されている人名の多くは、 以上のような考え方に立ち、当該都県連と 協 議 し た結 ①被差別部落の地名は、その多くを原史料の通り翻刻 姓の頭文字一字

分を伏せ字とする、とした。

的な利用を生む可能性もひそむからである。 史料にあたれば伏せ字の部分を調べることも出来る。それ は、史料集編集の際の基本的ルールであるが、 議を重視した。同史料集には各史料の出典が明示され、原 今回の編集にあたっては、原史料所蔵者との協

なうことも避けることができた。 る。こうした配慮は、人権擁護の観点からどうしても必要 の配慮について了解をえたうえで、発刊に至っ たの であ 都公文書館とは、本史料の意義や内容について協議し、と なことであり、しかも本史料集の学問的価値を本質的に損 くに、プライバシー保護等の人権上の問題点に関する前記 そこで編集作業と並行して、原史料の所蔵者である東京

よって実現させたことは、歴史的史料の編纂・発刊におけ る一つのあり方、可能性を示したものと考える。 域の運動体・編集者・史料所蔵者それぞれの努力と協議に そしてその差別的利用の防止という三つの課題を、当該地 このように人権擁護の立場と被差別部落の歴史的研究、

妨害者であるかのように書いている。 成沢氏は、口汚く、部落解放同盟は学問・研究の自由の

しかし、百万言のウソよりも、 一つの真実の ほう が強

歴史的史料・文献の扱いをめぐって

今回の史料集の発刊を強く支持してくれたのは運動体で

する実例の批判としては、大いに意味があるだろう。なかった。そして各地域での運動の発展があればこそ、こなかった。そして各地域での運動の発展があればこそ、こなかった。そして各地域での運動の発展があればこそ、この大いえる。

大阪の解放教育の点検と再構築

#### 地域からの教育改革

編集:鈴木祥蔵・第2次解放教育計画検討委員会 A5判 350ページ 定価 1,800円

1985年3月にまとめられた第2次解放教育計画検討委員会最終報告書の増補改訂版。各専門部会での討議をふまえた集団的労作。この10年の大阪の解放教育の実践的・理論的総括書。

#### 社)部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-1300

**解放出版社** 大阪市浪速区久保吉1-6-12 振替大阪0-311854 ☎(06)561-5273 東京都千代田区神田神保町1-9 稲垣ビル8階 ☎(03)291-7586